

平成27年2月

子ども・子育て支援新制度における利用者負担額（案）について

西脇市

平成27年度から実施される子ども・子育て支援新制度における利用者負担額は、世帯の所得状況その他の事情を勘案し、国で定める水準を限度として認定区分（1号認定、2号認定、3号認定）ごとに市が定めることとされています。

西脇市の利用者負担額については、平成27年3月における新年度予算の議決により、正式に決定することとなりますが、現時点の利用者負担額（案）についてお知らせいたします。

ここで示している利用者負担額については、現時点での案であり、変更になる場合があります。

<表1>

1号認定（教育標準時間認定）を受けた子どもの利用者負担額表

（認定こども園幼稚園部、私立幼稚園）

納入義務者の属する世帯の階層区分			保育所等保育料（月額）		
階層区分	定 義		3歳児	4歳児	5歳児
1	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		円 0	円 0	円 0
2	当該年度の市町村民税が非課税の世帯		0	0	0
3	当該年度分の市町村民税の所得割額が次の区分に該当する世帯	5,000円以下	2,800	1,800	1,800
4		5,001円以上14,000円以下	3,700	2,700	2,700
5		14,001円以上	6,400	5,400	5,400

（備考）

- 平成27年4月からの利用者負担額（保育料）は、8月分までは平成26年度の市民税額（平成25年1月～12月の所得に係るもの）により、9月分以降は平成27年度の市民税額（平成26年1月～12月の所得に係るもの）により決定されます。
- 上記の保育料のほかに、園によって文房具代や送迎バス利用代などの実費徴収費や上乗せ徴収費がかかることがあります。
- 多子軽減については、年少から小学校3年生までの範囲で、最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子第3子…と数え、第2子は半額、第3子以降は無料となります。

<表2>

2・3号認定（保育認定）を受けた子どもの利用者負担額（認定こども園保育所部、保育所等）

納入義務者の属する世帯の階層区分		保育所等保育料（月額）								
		3歳未満児		3歳児		4歳児		5歳児		
		保育必要量		保育必要量		保育必要量		保育必要量		
階層区分	定義	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	
1	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	円	円	円	円	円	円	円	円	
		0	0	0	0	0	0	0	0	
2	当該年度の市町村民税が非課税の世帯	7,000	7,000	4,600	4,600	4,600	4,600	4,600	4,600	
3	当該年度の市町村民税が市 民税所得割課税額のない世 帯（均等割課税額のみ）	15,000	14,800	13,100	12,900	10,000	9,800	10,000	9,800	
4	当該年度 分の市町 村民税の 所得割額 が次の区 分に該当 する世帯	48,600円未満	17,000	16,800	14,500	14,300	12,000	11,800	12,000	11,800
5		48,600円以上 72,800円未満	23,000	22,600	21,000	20,600	17,000	16,700	15,200	14,900
6		72,800円以上 97,000円未満	26,000	25,600	24,000	23,600	18,000	17,700	15,200	14,900
7		97,000円以上 133,000円未満	34,000	33,500	29,000	28,500	22,000	21,600	15,200	14,900
8		133,000円以上 169,000円未満	38,000	37,400	30,000	29,500	23,000	22,600	15,200	14,900
9		169,000円以上 301,000円未満	50,000	49,200	32,900	32,300	24,600	24,200	15,200	14,900
10		301,000円以上	62,000	61,000	32,900	32,300	24,600	24,200	15,200	14,900

2・3号認定を受けた子どもの利用者負担額（母子家庭等軽減）

階層区分	徴収金基準額			
	3歳未満児の場合		3歳以上児の場合	
	保育必要量		保育必要量	
	標準時間	短時間	標準時間	短時間
第2階層	0円	0円	0円	0円
第3階層	7,000円	6,900円	4,000円	3,900円
第4階層	11,000円	10,800円	8,000円	7,800円

（備考）

- 1 表1の備考欄1、2と同じ
- 2 多子軽減については、小学校就学前の範囲内に保育所や幼稚園等を同時に利用する子どもが2人以上いる場合、最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子第3子…と数え、第2子は半額、第3子以降は無料となります。
- 3 「保育標準時間」認定では、1日最大11時間の中で必要となる保育時間の保育、「保育短時間」認定では1日最大8時間の中で必要となる保育時間の保育をご利用できます。
- 4 母子・父子世帯等の利用者負担額については、従前どおり2から4階層において軽減制度を設けます。